



平成20年6月10日

各 位

会 社 名 株式会社 オオバ  
コード番号 9765 (東証第二部)  
代表者役職名 代表取締役社長  
氏 名 大 場 明 憲  
問 合 せ 先 総務担当取締役 渡邊丈士  
(電話 03-3460-0111)

## 有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第73期(自平成18年4月1日至平成19年5月31日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由

平成19年8月30日に提出しました第73期(自平成18年4月1日至平成19年5月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2. 訂正事項

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 3. 訂正箇所

訂正箇所は\_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) ①~⑥ <省略>

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第

1項の責任に付き、善意で且つ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

⑧～⑩ <省略>

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、会社法 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を持って行う旨定款に定めております。

(訂正後)

(1) <省略>

(2) ①～⑥ <省略>

⑦責任限定契約の内容

(i) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮し得る環境を整備する目的で、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

(ii) 社外取締役及び社外監査役の責任免除

当社は、社外取締役及び社外監査役の職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮し得る環境を整備する目的で、会社法 427 条第 1 項の規定により、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、社外取締役及び社外監査役と、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の責任に付き、善意で且つ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

⑧～⑩ <省略>

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。これは、今後の経営環境の変化に対応し

た機動的な資本政策の遂行及び株主の皆様への還元を目的としております。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするため、会社法第 454 条第 5 項の規定により取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

以上